

国土ニュース

第252号 令和5年10月1日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0814 東京都新宿区新小川町6-36 S&Sビル2階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue1.co.jp>

編集責任者：上甲 寛

ジャニーズ事務所の事業承継問題

9月20日（水）の文春オンライン版にて、ジャニーズ事務所が「事業承継税制の特例」を適用している旨の記事がありました。ジャニーズ事務所についてはご存じの通り、故ジャニー喜多川氏（以下ジャニー氏）による性加害問題があり、現在も数百人ともいわれる被害者との間で解決していません。ジャニー氏の行為は、断じて許されることではなく、今後の調査等で全容が解明され、ジャニーズ事務所（以下当社）としての誠意のある対応を期待したいと思いますが、今回は、冷静に一企業の事業承継問題として、公表されている客観資料等から今回の経営判断について推察してみたいと思います。

記事によると、ジャニー氏が2019年に亡くなった時点での相続税額は約860億円とあります（ジャニーズ事務所側は否定）。この額を仮に相続人が全額現金で支払うとなると、相当の資産を持っている方でもほぼ不可能ではないかと思われます。そこで当社が選択したのが、「事業承継税制」の適用です（記事内では当社関係者が適用を認めているとあります）。

「事業承継税制」とは、中小企業の自社株式を後継者へ贈与・相続する際に発生する贈与税・相続税の納税額が大幅に猶予若しくは一定の場合に免除されるものです。「特例制度」とは、2018年1月1日から10年間に限り適用できます。特例とは下記図表の通り、贈与相続共に、全議決権株式が100%納税猶予できるものです。

- ◆贈与税…全議決権株式の2/3までの100%が猶予対象に
→全議決権株式の3/3までの100%が猶予対象に
- ◆相続税…全議決権株式の2/3までの80%が猶予対象に
→全議決権株式の3/3までの100%が猶予対象に

事業承継税制には、大きく3つの対象要件があります。一つ目は先代要件で、当社の場合、ジャニー氏にあたります。

相続税納税猶予制度に係る先代の要件は下記です。

先代経営者（被相続人）

- ①被相続人は代表者であったこと
- ※相続開始直前に代表者でなくとも、いずれかで会社の代表者であったこと（制限を加えられた代表権を除きます。）
- ②相続開始直前と代表者であった当時のいずれかの時点において、被相続人及び同族関係者と合わせて会社の総株主等議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者（後継者を除きます。）、の中で筆頭株主であったもの

8月29日に当社の「外部専門家による再発防止特別チーム」による「調査報告書（以下報告書）」が発表されました。

この報告書によると、ジャニー氏は、1975年の設立当時から姉の故メリー喜多川氏（以下メリー氏）と共に筆頭株主（発行株式数20,000株中、6,000株（30%）ずつ所持）です。その後（1980年当時）、ジャニー氏とメリー氏が共に10,000株（50%）ずつ所持し、2人の株主状態が2019年の相続まで続きます。

また、代表取締役としても、ジャニー氏は1975年の設立時から、2019年7月の死去まで一貫して務めていました。

これらの状況から、事業承継税制の先代要件については、①、②の要件を共に満たしていると言えます。ちなみに、②の同族関係者の中で筆頭株主であったこと（後継者を除く）とありますが、筆頭株主が同率1位の場合も適用となります。

次に2つ目の要件である後継者の要件をみてみます。

後継者（経営承継相続人）

- ①後継者が相続開始の日の翌日から5か月を経過する日（認定申請基準日）において代表権を有している事
- ②相続開始の時以後において、後継者及び同族関係者と合わせて議決権数の合計が会社の総株主等議決権数の100分の50を超えており、かつ、後継者が同族関係者間のうち筆頭株主であること。よって、親族以外の第三者が筆頭株主であってもかまいません。
- ③後継者が、相続開始直前において役員であったこと
- ④後継者が相続開始の時以後、相続により取得した納税猶予を受けようとする非上場株式等の全部を有していること

後継者の藤島ジュリー景子氏（以下ジュリー氏）は、先代の経営者であったジャニー氏の姪にあたります。ジュリー氏は、1998年から取締役就任し、2003年5月に一度ジャニー氏と共に代表取締役就任しています。但し、その当時実母のメリー氏との関係性が悪化し、2008年12月に代表取締役を辞任しています（取締役としては留任）。その後、2014年1月メリー氏が代表に就任、2014年3月には再度ジュリー氏が代表取締役就任し、以降、ジャニー氏の相続発生まで3人代表体制に移行しています。（経営体制の推移下記図表参照）

【経営体制推移】出典：外部専門家による再発防止特別チーム調査報告書（公表版）

| 時期 | ジャニー氏 | メリー氏 | ジュリー氏 | 伊豆喜久江氏 | 矢崎政実氏 | 白波瀬氏 | 小俣雅充氏 |
|----------|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|
| 1975年1月 | 代表取締役 | 取締役 | | | | | |
| 1996年7月 | 代表取締役 | 取締役 | | 取締役 | 取締役 | 取締役 | |
| 1998年3月 | 代表取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | |
| 2003年5月 | 代表取締役 | 取締役 | 代表取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | |
| 2008年12月 | 代表取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | |
| 2014年1月 | 代表取締役 | 代表取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | |
| 2014年3月 | 代表取締役 | 代表取締役 | 代表取締役 | 取締役 | 取締役 | 取締役 | |
| 2019年7月 | 死去・辞任 | 代表取締役 | 代表取締役 | | | 取締役 | 取締役 |

こちらの要件についても①～③まで全て満たしているといえます（株式の保持要件である④を除く）。

3つ目の要件である会社要件についてみてみます。

まず、当社が「中小企業基本法（以下基本法）」上の「中小企業」に該当するかをみてみます。事業承継税制の中小企業の線引きは、よく言われる税法の1億円の線引きではなく、基本法に則り判断します。

当社はサービス業にあたります。且つ、報告書によると従業員数は190人、当社HPには210人とあります（従業員とは健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額

| 業種分類 | 資本金 | 従業員数 |
|---|-----------|--------|
| ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他 | | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 旅館業 | | 50人以下 |
| 小売業 | | |

※業種別は中小企業開業の図に於いて記載

と「従業員数要件」の二つの中から、どちらか枠内に収まっていたら中小企業とみなされます。(上記図表参照)

基本法上、サービス業は資本金要件 5,000 万円以下、又は 100 人以下となっています。当社は従業員数が 190 人～210 人いますので、従業員数要件では要件を満たしません。が、当社の資本金は報告書上(当社 HP 共)では 1,000 万円となっており、資本金要件で中小企業と認められます。

また、事業承継税制には、資産保有型会社(貸借対照表の総資産に占める特定資産の割合が 70%超える会社)に該当した場合、同税制の適用が原則出来ないルールがあります。当社は本業の他にも、不動産を多数所有(履歴事項全部証明書目的にも不動産の賃貸借、売買及びその仲介並びに所有、管理及び利用とある)しており、この資産保有型会社に該当する可能性があります。が、例外的に適用出来るためのルールの一つとして、「**後継者と生計を一にする親族を除き、常時使用する従業員の数が 5 人以上**」というルールをクリアしているため、同税制の適用に問題はないものと推測されます。

9月7日に当社が実施した記者会見では、ジュリー氏は社長を辞任したものの、代表取締役を留任し、会社の株式(当社の全株)も保有したままということがわかり、各方面から反発を招き、CM スポンサーが軒並み離れる事態となっています。

今回ジュリー氏がこのような判断をしたことも、文春オンラインでも記載がありましたが、事業承継税制のルール上、手放さなかった(手放せなかった)のではないかと推測されます。事業承継税制では、下記図表の要件等に該当した場合、猶予されていた税金と、猶予が開始されてから納税猶予が打ち切りになるまでの期間の利子税が掛かります。

(出典：国税庁 HP あらましより修正加工)

- ① 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税等の全額と利子税を併せて納付します
 ② 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税等のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。
 (注) 譲渡等した部分に対応しない相続税等については、引き続き納税が猶予されます。

| | 納税猶予額を納付する必要がある主な場合 | 経営承継期間内 | 経営承継期間等の経過後 |
|----------|--|---------|-------------|
| 相続・贈与・共通 | 特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(贈与を含む)した場合 | A | B |
| | 後継者が会社の代表権を有しなくなった場合 | A(※3) | C(※2) |
| | 一定の基準日における雇用の平均が相続時の雇用の8割を下回った場合(特例事業承継税制では実質撤廃) | A(※1) | C(※2) |
| 贈与のみ | 会社が資産管理会社に該当した場合(5人以上雇用等の要件を満たす会社を除きます。) | A | A |
| | 先代経営者が代表権を有することとなった場合 | A | C(※2) |

- ※1 雇用の平均は、5年間の経営承継期間の末日に判定します。
 ※2 5年間の経過後に「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。
 ※3 精神的・身体的なやむを得ない場合を除きます。一定のやむを得ない理由の場合に限り、特例贈与ができることになりました。

上記図表の中で、経営承継期間内(相続税の申告期限の翌日から5年以内)に、納税猶予されている株式を一株でも譲渡(売ること)や贈与(無償であげること)した場合は納税猶予が打ち切りになります。

合わせて、5年以内に後継者が会社の代表権を有しなく

決定通知書の加入者から役員を引いた数を指します)。

この場合、基本法では、「資本金要件」

なった場合についても同様に打ち切りとなります。

ジャニー氏に相続が発生した際の、相続税の申告期限が 2020 年 5 月ですから、この経営承継期間を経過するのは 2025 年の 5 月になります。この期間が経過した後は、仮に株を手放すことになっても、5 年間の利子税が掛からなくなるのと、その後については、売ったりあげたりした株については、納税義務が生じますが、手元に残した株については引き続き納税猶予の対象となります。

相続税が仮に約 860 億円に上るとすると、利子税も相当な額が見込まれます。また、特例事業承継税制の場合は、5 年間経過後、会社の経営状況が悪化した際、会社の株式の譲渡や破産等の際、その時点で株価の再計算が出来、仮に株価が相続時と比べ減少している場合については、差額が免除されるというルールもあります。

文春オンラインの記事では、税金逃れといった論調になっていましたが、仮に現在の納税猶予を打ち切ると、税金が払えず、自己破産の可能性もありますし、会社が破綻すると、約 200 人いる従業員の雇用を守ることが出来なくなります。これだけ社会的な問題になっており、ブランド価値が毀損した会社を買収してくれる企業がいるのかどうかも不透明です。そのため経営判断上、批判を覚悟でやむを得ず続けているという見方もできます。

冒頭でも申し上げましたが、ジャニー氏の加害行為は決して許されることではなく、また経営陣が把握しているながら放置していたとするならば同罪だと思います。今後一時代を築いた当社がどのようになっていくか、経営的な視点からも注視していきたいと思っています。

トリニティーシステム業務提携先 (令和 5 年 10 月現在)

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協 (伊丹・尼崎・西宮)



国土工営では

- ① 土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
 - ② 保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
 - ③ 自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
 - ④ 中小企業の M&A、事業再生
- などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

- 本社：03-5227-3601
- 横浜支店：045-651-2841
- 名古屋支店：052-588-2322
- 関西支店：075-212-2801
- 大阪事務所：06-6676-7330 (番号変更)